

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 3 号														
件 名	災害時の福祉避難所の開設と災害時用特設公衆電話の設置等について														
要 旨	<p>福祉避難所は避難所生活が困難な人々で必要に応じて開設されるほか、対象と判断された方のみ避難する二次的避難所。自主的な判断で福祉避難所として利用は禁止。</p> <p>避難所は自宅から福祉避難所を利用するときの基準が曖昧、不安です。利用したい要配慮者の判断はどこで誰がどのように決めるのか。</p> <p>避難訓練時に丁寧に説明してほしい。新潟市が得意な役員だけの説明はしないでほしい。また、福祉避難所をホームページや市報にいがた、各区のエントランススペース、図書館等にも設置してほしい。</p> <p>避難所から家族は何名まで同乗して福祉避難所に移動できるのか。市の職員や施設の職員に迎えに来てもらえるのか。誰の車両を利用するのか。</p> <p>災害時の福祉避難所のオープン情報は避難所等で教えてもらえるのか。施設の人員確保も難しい中、手厚い保護は困難。どのように介護を提供してもらえるのか。提供できるスペースは、基準があるのか。応援ボランティア、他都市からの体制、支援は大丈夫でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>														
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第 1 項</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">市民厚生常任委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和 8 年 6 月 15 日</td> <td style="text-align: center;">第 5 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 6 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 7 項</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">総務常任委員会 市民厚生常任委員会</td> </tr> </table>		第 1 項	}	市民厚生常任委員会		}	令和 8 年 6 月 15 日	第 5 項		第 6 項		第 7 項		総務常任委員会 市民厚生常任委員会
	第 1 項	}	市民厚生常任委員会												
	}														
令和 8 年 6 月 15 日	第 5 項														
	第 6 項														
	第 7 項		総務常任委員会 市民厚生常任委員会												
受 理	令和 8 年 5 月 7 日 第 50 号														

災害時、無料で緊急発信専用として災害時用特設公衆電話を設置すべき。平日は利用できない、通信規制されても優先的につながりやすい電話です。現状ほとんどの指定避難所には数台設置され、N T Tが行政からの申請に基づき回線を構築しています。無料で発信専用として利用できる。

よって、以下のことを陳情いたします。

記

- 1 福祉避難所を開設、利用するときの基準を公表すること。
- 2 避難訓練時に丁寧に説明すること。
- 3 福祉避難所をホームページ、市報にいがたに掲載、閲覧できるようにすること。
- 4 福祉避難所にも災害時用特設公衆電話の設置を推進すること。
- 5 福祉避難所の利用者をケアマネジャーや民生委員に報告するルールをつくること。
- 6 マンション管理組合や地域消防団、社会福祉協議会にも避難行動要支援者名簿をなるべく配布する対策を構築すること。
- 7 災害時の避難所で、民生委員活動報告を行政は民生委員に再度丁寧に説明すること。